# リース会計における使用権資産認識の問題点に関する検討

山 﨑 尚\*

# 1. はじめに

2016年1月、IASB(国際会計基準審議会)から リース取引に関する新たな会計基準として IFRS (国 際財務報告基準)第16号「リース」(IASB 2016a) が公表された。また、同年2月にはFASB(米国財 務会計基準審議会)からも Accounting Standards Update 2016-02「リース」(FASB 2016) が公表さ れ、FASB Accounting Standards Codification にリー ス取引に関する新たな会計基準である Topic 842 が加えられた<sup>1</sup>。IASB (2016a) および FASB (2016) (以下、あわせて「新基準」と呼ぶ)では、すべて のリース取引を「リース物件を使用する権利の取得 とそのための資金調達」と捉える使用権モデルが、 借手の会計処理を決める基本的な考え方として採 用されている。その結果、FASB(1976a) および IASB (2003) (以下、あわせて「従来基準」と呼 ぶ)のもとで賃貸借処理が適用されていたオペレー ティング・リース取引(以下、OL取引)についても、 ファイナンス・リース取引<sup>2</sup>(以下、FL取引)と同 様、資産と負債を認識することが求められる。すな わち、借手にもたらされるリース物件を使用できる 権利(使用権資産)とリース契約により借手が負う ことになるリース料を支払う義務(リース負債)を、 資産および負債として認識することが求められる。

このようなリース会計基準の見直しの背景には、 リース取引をFL取引とOL取引に分類し、FL取引 のみに資産と負債の認識を求める従来基準の問題点 があった。借手はリース取引において、それが FL 取引であろうと OL 取引であろうと、リース負債を 負い、使用権資産を得ているにもかかわらず、従来 基準のもとでは OL 取引にかかるそれらが貸借対照 表に反映されず、また注記情報からその金額を見積 ろうにも十分な情報が得られないことから、財務 諸表利用者の情報ニーズを満たしていないとされ ていた<sup>3</sup>。特に問題視されたのは、OL取引にかかる リース負債の未認識である。従来基準の1つであ る FASB (1976a) の公表後に盛んに行われるよう になった実証研究や事例研究でも、そのほとんどが リース負債の情報価値に注目していたことからも、 とりわけリース負債の未認識が問題視されていたこ とがわかる<sup>4</sup>。また、これまでの基準見直し作業の 過程で、変動リース料や解約オプション、更新オプ ションといったリース料に変動をもたらす条件を、 いかにして借手が認識するリース負債の測定に含め るかが盛んに議論されていたことからも、今回の基 準見直しの主たる目的が借手の負うリース負債の表 示にあったことが窺える5。企業に負の影響をもた らすリース負債に注目が集まることはごく自然なこ とである。

その一方で、リース負債を認識するにあたっての 相手勘定である使用権資産については、その認識の 必要性があまり議論されてこなかったように思われ る。そこで本稿では、使用権資産の認識の意義を確 認するとともに、その問題点を指摘する。第2節で

<sup>\*</sup> 獨協大学 経済学部経営学科 専任講師

<sup>1</sup> リース会計基準の見直しは、IASB と FASB の共同プロジェクトとして2006年7月から開始された。2009年には 討議資料 (IASB 2009) が公表されたほか、2010年と2013年にはそれぞれ公開草案 (IASB 2010a; IASB 2013) が 公表されている。

<sup>2</sup> FASB (1976a) では、キャピタル・リース取引とされている。

<sup>3</sup> また、OL取引に分類されれば資産と負債を認識せずに済むという従来基準の会計処理を利用して、借手が自社の財政状態をよりよく見せるために、本来FL取引に分類されるようなリース契約の内容を仕組んでOL取引に分類し、資産と負債の認識を回避するといった基準回避行動の温床になっている点も問題視された。

<sup>4</sup> リース会計基準に関する実証研究等の要約は、Ryan et al. (2001) や佐藤行弘ほか(2018) を参照されたい。

<sup>5</sup> そのような議論は、IASB (2009) および IASB (2010a) にみることができる。

は、新基準のもとでの使用権資産の認識について確認する。第3節では、IASB (2016)を中心に、使用権資産の認識の意義について確認する。第4節では、使用権資産の認識の問題点について考察を加える。第5節では、使用権モデルと同じく、資産負債の両建処理により認識される資産除去債務額相当の有形固定資産の認識について検討を加え、使用権資産の認識と比較する。第6節では、本稿の検討内容を整理するとともに、若干の考察を加える。

## 2. 新基準の会計処理

以下では、本稿の検討対象である使用権資産がどのように認識・測定されるのかを確認するため、新基準の会計処理の概要を説明する $^6$ 。

新基準では、借手にはすべてのリース取引について、リースの開始日<sup>7</sup>に、リース料総額の割引現在価値<sup>8</sup>でリース負債を認識することが求められ、同額を基礎として使用権資産を認識することが求められる<sup>9</sup>。このようにして認識された使用権資産とリース負債は、貸借対照表上、他の有形固定資産または未払金とは区別して表示するか、区別して表示しない場合にはどの項目に使用権資産またはリース負債が含まれるかを開示しなければならない。

その後、リース負債については他の金融負債と同様、リース負債の残高に対して一定の利率(リース負債の割引現在価値計算で用いた利子率)で利息が発生するように事後測定することが求められる。つまり、リース料の支払いがあった場合には、その支出額を元本の返済と利息に分けて認識することが求められる。使用権資産については、リース期間またはリース物件の耐用年数のいずれか短い期間にわたって、他の非金融資産と同様、定額法などの方法

により償却することが求められる。このようにして 認識された利息費用と償却費は、損益計算書上、区 別して表示することが求められる。このような会計 処理(本稿ではこれを「基本型」と呼ぶ)は、従来 基準のもとで FL 取引に求められる会計処理と同じ であるが、新基準ではこの会計処理がすべてのリー ス取引で求められることになる。ただし、FASB (2016)では一部の取引にかかる使用権資産につい て異なる事後測定が求められる。

FASB (2016) では、リース取引を従来基準の分 類と同じようにFL取引とOL取引に分類し、OL取 引にかかる使用権資産については、その帳簿価額 がリース負債の帳簿価額と等しくなるように償却す ることが求められる。これは、リース負債から生ず る利息費用と使用権資産から生ずる償却費の合計額 が、リース期間にわたり一定になるように行われる 会計処理である10。また、このようにして認識され た OL 取引にかかる利息費用と償却費は、損益計算 書上、合算したうえで1つの費用として表示するこ とが求められる。貸借対照表上も、使用権資産とリー ス負債を他の有形固定資産または未払金と区別して 表示するか、区別せずに表示するかにかかわらず、 それぞれの金額のうち FL 取引にかかる部分と OL 取引にかかる部分が明らかになるよう表示または開 示することが求められる。このような会計処理(本 稿ではこれを「FASB-OL型」と呼ぶ)のもとでは、 使用権資産は他の非金融資産には認められていない 償却方法により事後測定されることになる。

## 3. 使用権資産の認識の意義

それでは、新基準は使用権資産の認識についてい かなる説明をしているのであろうか。

<sup>6</sup> 会計処理の詳細については、山﨑(2018)を参照されたい。

<sup>7</sup> リース物件が貸手から引渡され、借手によるリース物件の使用が可能になった日を指す。

<sup>8</sup> リース料総額には、リース期間に支払われる固定リース料のほか、指標または価格に連動する変動リース料および残価保証により借手が支払うと予想される金額、行使がかなり確実な場合の購入オプションの行使価格、行使がかなり確実な場合の解約オプションに関するペナルティが含まれる。割引計算に用いる利子率は、容易に算定できる場合にはリース契約に内在する利子率を割引率として用い、それ以外の場合には借手の追加借入利子率を用いる。

<sup>9</sup> IASB (2016a) では、リースの開始日から起算して契約期間が12カ月以内のリース (短期リース) と、タブレットや PC、オフィス家具、電話機といった1つ当たりの価値が小さいリース物件にかかるリースについては、資産および負債の認識が免除されている。FASB (2016) については短期リースについてのみ、資産および負債の認識が免除されている。

<sup>10</sup> 基本型の会計処理では、リース負債の残高から一定の利率で生ずる利息費用の分だけ、リース取引から生ずる費用の合計額がリース期間の初期に多く計上されることになる。

IASB (2016a) では、使用権資産は「過去の事象 の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便 益が当該企業に流入すると期待される資源」(IASB 2010b, para. 4.4(a)) とする概念フレームワークの 資産の定義を満たすとされている。IASB (2016a, para. BC22) によれば、借手はリース期間中、(何 かしらの制約があったとしても) リース物件の使用 方法を決定する能力を有し、リース物件を使用する 権利を支配しており、また貸手から借手にいったん リース物件が移転されれば、借手が契約に違反しな い限り、リース物件を使用する無条件の権利を得て いる点で、その支配は過去の事象から生じていると されている。使用権資産の認識をもたらす使用権モ デルを採用することの意義については、「借手の資 産及び負債のより忠実な表現をもたらし、開示の 拡張と相まって、借手の財務レバレッジ及び使用さ れている資本の透明性を高めることにある」(IASB 2016a, para. BC4) としており、使用権資産の認識 がもたらす効果として使用されている資本(capital employed) を明らかにできる点を挙げている。

この点が何を意味しているのかについて、IASB が新基準とともに公表した「影響の分析」(IASB 2016b) で確認する。IASB (2016b) は新基準の 導入により予想されるコストとベネフィットについ て記述したものである。IASB(2016b, pp. 27-28) で述べられている使用権資産の認識の意義を要約す れば、次のとおりである。1つは、新基準のもと ですべてのリース取引にかかる使用権資産が認識さ れれば、リース物件の確保の手段(自己資金または 資金借入による購入か、リースか) や、リース取引 への依存度(事業に必要な設備のほとんどをリース で調達しているか、あまりリースで調達していない か) にかかわらず、企業が事業で使用している設備 が明らかにされる点を挙げている。もう1つは、使 用されている設備が明らかになる一方で、なお存在 する購入とリースとで借手が有している権利の違い (リース期間終了後のリース物件にかかるリスクと 便益を有しているか、リース期間にわたり使用する 権利だけを有しているか)や、リース期間の長短に 伴う経済的な違いを、測定値を通じて明らかにでき る点を挙げている。また、IASB(2016b, p.53)は、 そのような資産額はより有用な財務比率分析をもた らすとし、具体的な財務比率として資産回転率を挙 げている。

## 4. 使用権資産の認識の問題点

それでは、使用権資産の認識に問題点はないのだろうか。以下では、使用権資産が投下資本を表すのか、分離可能性または交換可能性を持つのか、期間損益計算のために必要不可欠な資産認識であるのかという3つの視点から検討する。

#### (1) 投下資本としての資産

貸借対照表については、貸方が資金の調達源泉を表し、借方が資金の運用形態を表すと説明されることがある。借方に載っている資産は、貸方に載っている資金提供者から得た資金をどのような資産に投下しているか示すということである。現金以外の資産は、企業が自身の意思決定により資金を投下した対象を表しており、事業活動を通じて回収する予定の金額(未回収の投下資本)を表している。このような資産の特徴は、ROAなどの比率分析において、企業が事業で拘束している資金を使い、どれだけ多くの利益を得たのかという意味のある情報をもたらす。この特徴に目を向けた場合、使用権資産はどのように解釈できるのであろうか。

リース取引では、企業は形式的には事業で必要な 設備を貸手から借り受けているだけなので、使用権 資産は未回収の投下資本を表しているとはいえな い。使用権資産を投下資本とみなすためには、借手 が貸手から資金調達をして、それにより調達した資 金を使用権資産に投下したという前提が必要にな る。FL取引に分類されるようなリース取引は、形 式的にはリース取引であっても、その実質が資金借 入であるとみなせることから、そのような前提が実 質的には成り立つといえるだろう。OL 取引のなか にも、事業に必要な設備があっても自己資金が足り ず購入できない場合に、資金借入のためにリース取 引を行い、リース料の支払いを利用してリース物件 の購入に伴う支出を将来に繰り延べるといった目的 で行われる取引もあるだろう。IASB(2016a)は、 この見方から「借手がすべてのリースを金融の提 供として会計処理する」(IASB 2016a, para. BC15) ことを求めているのである。

しかしながら、OL取引のなかには、リース取引

でしか入手できない設備を調達するために行われる取引がある。それは、不動産にかかるリース取引を想像するとわかりやすい。不動産は立地などの制約から唯一無二の存在である場合が多く、それを事業で利用するためには当渡不動産の所有者である貸手から借り受けるしかない。このような取引の場合、借手は資金借入の代替手段としてリース取引を行うのではなく、単に不動産を利用するために賃貸借契約を結び、使った分だけリース料を支払っていることになる。果たして、このような取引により借手にもたらされる使用権資産は未回収の投下資本と呼べるのであろうか<sup>11</sup>。

この議論は、貸手企業を借手企業に対する資金提供者とみなすか、それとも単なる取引相手とみなすかの違い、言い換えればリース負債を資金の調達源泉とみるか、単なる将来の支払義務とみなすのかの問題である。倒産という極端な状況とはいえ、OL取引の債務はFL取引の債務と異なり、企業の倒産時に通常の債務とは異なる扱いを(つまり、借手に貸しているリース物件を引き取ることで債務の清算が終わる)受けるとの指摘がある(FASB 2016, para. BC57)。この場合、貸手企業は企業に対する資金提供者よりも、リース物件の使用を提供する単なる取引相手とみることができるであろう。

## (2) 分離可能性または交換可能性

第3節で確認したように、IASB (2016a) は使用権資産の認識の正当性を主張するにあたり、使用権資産が過去の事象の結果として、借手により支配されている将来の経済的便益であることを挙げている。そこでは、借手がリース物件に内在する経済的便益をリース期間にわたり使用を通じて独占的に享受できることが理由として主張されている。

資産の定義として経済的便益が用いられる理由は、経済的便益が「企業への現金及び現金同等物の流入に直接的に又は間接的に貢献する潜在能力」(IASB 2010b, para. 4.8)を表すからである。企業が販売する財やサービスの生産における使用や、他の資産との交換、負債の決済、企業の所有者への分配などを通じて、現金及び現金同等物の流入に直

接的に又は間接的に貢献することになるからである (IASB 2010b, para. 4.10)。リース取引における使用権資産は、前述のとおり、他の有形固定資産などと同様に、単独あるいは他の生産設備等と組み合わさることによって、企業が販売する財やサービスの生産に貢献し、企業への現金及び現金同等物の流入に直接的に又は間接的に貢献することになるので定義を充足しているとされる。

しかしながら、有形固定資産であれば、企業の保有意図が使用であっても、いざとなれば他の資産との交換(たとえば中古市場における売却)を通じて経済的便益を享受することもできるが、使用権資産の場合にはそのような代替的な経済的便益の享受方法がない。そもそも借手企業から分離することができない資産であり、それゆえにその処分価値の存在にも疑問がある。このような性質は、「分離可能性」や「交換可能性」と呼ばれる。Miller and Islam (1988) が指摘するように、「分離可能性はある資源が実体全体または実体の主要な部分から切り離すことができるということを意味し、交換可能性は、ある資源が分離可能で、かつ、独自の処分価値を有することを意味する」(para. 2.60)点で両者は正確には異なる。

分離可能性または交換可能性は、資産に分離可 能性の要件を求める提案をした Chambers (1966) が指摘するように、企業の環境変化に対する対応能 力を明らかにすることに資する12。また、企業の債 務弁済能力を明らかにするうえでも重要であろう。 分離可能性または交換可能性については、1970年 代に FASB が概念フレームワークを作成する過程で 公表した FASB (1976b, paras. 132-147) のなかで も、資産の定義に含めるか否かが検討されている。 しかし、周知のとおり、概念フレームワークではこ の分離可能性または交換可能性は資産の定義および 認識要件に組み入れられなかった。交換が経済的便 益を享受する唯一の手段ではないことや、市場価値 を持たない資産が資産として認められなくなってし まうことから除かれている。ただ、分離可能性また は交換可能性を持たない資産が企業の保有する資産 の多くを占める場合には、注意が向けられるべきで

<sup>11</sup> 使用権資産を「収入未支出」(資金借入)を前提とした「支出未費用」とみるのか、あるいは「未支出未費用」 とみるのかの問題ともいえるであろう。

<sup>12</sup> その詳細は、野手(2003)を参照されたい。

ある。

新基準の影響を調査してまとめた IASB (2016b. p.17) では、従来基準のもとで未認識となっている リース料の割引現在価値がその企業の資産総額に対 してどれくらいの割合になるかが、業種ごとに明ら かにされている。調査の対象となった全業種(金融 と保険を除く) にまたがるサンプル企業の同割合の 平均値は、21.4パーセントであったことが示され ている。また、小売業を営むサンプル企業の36パー セントに関しては、同割合が50パーセント超にも なることが示されている。さらに、IASB(2016b. p.23) では、小売業を営むサンプル企業のなかで最 終的に組織再編や倒産に至った企業について、従来 基準のもとで未認識となっているリース負債が企業 の負債総額に対してどれくらいの割合だったかが調 査され、同割合が約4倍から65倍にも及ぶことが 明らかにされている。2つ目の調査は、未認識となっ ているリース負債の金額的重要性を示すために記載 された調査結果であるが、見方を変えれば使用権モ デルのもとでリース負債とともに認識される使用権 資産がそれだけ増えることを意味している。1つ目 の調査についても、新基準が実務に導入され、使用 権資産が認識されることになれば、サンプル企業の 平均値で単純計算した場合、資産全体の17.6パー セント (=21.4/121.4) が使用権資産になり、上 記の36パーセントの小売企業に至っては、少なく とも資産全体の3分の1超が使用権資産になること を意味する。

分離可能性または交換可能性は資産認識の妨げには ならないものの、表示や開示の段階で十分配慮され る必要があろう。経済的便益の享受の仕方が制約さ れている以上、少なくとも有形固定資産と明確に区 別することが必要である。

#### (3) 期間損益計算のための資産認識

資産は、資産そのものとしての情報価値によりその認識が正当化される以外にも、適切な期間損益計算を達成するうえで認識が必要とされる場合がある。使用権資産の認識は、適切な期間損益計算のために必要なものなのであろうか。

従来基準では、リース取引のなかに資金借入によるリース物件の取得とみなすことのできる取引(つ

まり、FL取引)について、その実態が明らかになるようリース資産とリース負債の認識が求められていた。それは、貸借対照表上において、その実態を明らかにするためだけではなく、損益計算の面からも求められていた。すなわち、認識されたリース負債の事後測定を通じてリース料に含まれる利息相当分を利息費用として認識し、資産認識されたリース資産の減価償却を通じてリース資産に内在する経済的便益の消費を明らかにすることにあった。それでは、使用権資産にはそのような意義はあるのであろうか。使用権資産の償却方法が異なる基本型とFASB-OL型に分けて検討する。

基本型が適用される IASB (2016a) のすべてのリース取引と FASB (2016) の FL 取引では、リース取引は金融取引であるという取引実態の捉え方が採用されている。したがって、従来基準のもとでの FL 取引と同じように、期間損益計算の面でも使用権資産の認識が必要となる。一般的に毎期定額なリース料をそのまま費用認識するのではなく、使用権資産とリース債務の認識を行い、それぞれを別個に費用化することで、リース料に含まれていると考えられる利息を明らかにし、取引の実態を反映できる。

それに対して、FASB-OL型では毎期定額な費用認識を達成するために、使用権資産をリース負債と連動させる形で償却し、その償却費を利息費用と合算したうえで単一の費用項目として損益計算書に表示することが求められている。そのような費用認識パターンは、使用権資産とリース負債を認識せずとも、単純に支払ったリース料をそのまま費用化すれば達成される。つまり、FASB-OL型の場合には、損益計算の面からみれば使用権資産の認識は必ずしも要さないといえる。

FASB (2016) が OL 取引のみにこのような費用 認識を求める背景には、OL 取引の実態の捉え方に 違いがあるからである。リース会計基準の見直しの 過程では、費用認識パターンについて議論が重ねられた<sup>13</sup>。定額な費用認識が必要な理由として繰り返されてきたのは、一般的なリース取引では、リース 期間中の各期にリース物件の使用から毎期一定の便益を受け取り、毎期一定の金額を支払っているがゆえに、リース期間の当初にリース負債から生ずる利

<sup>13</sup> その詳細は、山崎(2018)を参照されたい。

息の分だけより多くの費用を計上する会計処理では その経済的実態を適切に表せないというものであった(FASB 2016, para. BC49 (a))。リース取引を金融取引とみるのではなく、他のサービス取引と同じようにみる経済実態の捉え方を反映するうえで、一般的に毎期定額なリース料の支払額をあえて利息を意識した費用認識パターンに変更する必要はないと考えているわけだが、リース会計基準の見直しの主たる目的であるリース負債の表示を達成するうえで、使用権資産を認識しないわけにはいかず、苦肉の策として通常とは異なる償却方法を使用権資産に適用したのである。したがって、使用権資産の償却費には何ら意義が見出されていないといえる。

しかし、FASBのOL取引の捉え方が間違っているとはいえない。第4節(1)でも述べたとおり、OL取引に分類される一部の取引については、そのような見方がむしろ適切かもしれない。

# 5. 資産除去債務の会計処理との比較

使用権資産と同じように、資産負債の両建処理に より認識される資産として、資産除去債務額相当の 有形固定資産がある。資産除去債務に関する会計処 理を定めた ASBI (2008) では、有形固定資産の取 得等により資産除去債務が発生した際には、有形固 定資産の除去に要するキャッシュ・フローを見積り、 その金額を無リスク利子率で現在価値に割引き、認 識することが求められる。その際の相手勘定につい ては、関連する有形固定資産の帳簿価額を増やすか たちで処理することが求められている。資産除去債 務額相当の有形固定資産の帳簿価額は、その後の減 価償却を通じて、有形固定資産が使用される期間に 費用として配分されることになる。資産除去債務に ついては、期首の資産除去債務の帳簿価額に割引率 を乗じる形で増価させ、その金額を有形固定資産の 減価償却費とあわせて損益計算に含めることが求め られている。

ASBJ (2008) では、資産除去債務額相当の有形固定資産を認識する意義について、他の付随費用と同様に、有形固定資産を使用するうえで不可避な支出額を各期に配分できることに加えて、「資産効率の観点からも有用と考えられる情報を提供するもの」(41項)であるとしている。つまり、期間損益

計算の観点と「資産への投資について回収すべき額」 (41項)を明らかにできる点があげられている。

資産除去債務額相当の有形固定資産について、第 4節で検討した観点からその認識の問題点について 考察する。

(1)投下資本としての特徴を有するか否かという点については、資産の除去にかかる支出は将来の除去時点で生ずるものであり、既支出の金額ではない。また、資金の借入という前提を置くことは難しく、投下資本としての性格を持たせることは難しいように思われる。意義の部分でも触れられているとおり、資産除去債務の金額は付随費用と同様に、回収しなければならない金額であることに変わりないが、それが未回収の投下資本であるとみなせるかについては疑問が残る。

(2)分離可能性または交換可能性の観点については、資産の認識を求めるか否かを検討したことに関する ASBJ (2008) の記述のなかで、資産除去債務額相当の有形固定資産は、「法律上の権利ではなく財産的価値もないこと、また、独立して収益獲得に貢献するものではない」(42項)とされている。したがって、分離可能性または交換可能性は認められない。また、分離可能性または交換可能性を問題とする以前に、資産の定義を充足しているか(将来の経済的便益であるのか)という点で懸念がもたれている。ただし、資産の定義の充足に疑問がもたれている。ただし、資産の定義の充足に疑問がもたれていない有形固定資産の帳簿価額に含められる形で認識されていることから、その懸念は大きなものとなっていない。

(3)損益計算のための資産認識という観点からは、意義の説明でも触れたとおり、他の付随費用と同様に、減価償却を通じて当該資産を使用する期間に費用配分される点で必要であるように思われる。しかしながら、ASBJ(2008)が採用した資産負債の両建処理の代替案として検討された引当金処理によっても、同様の費用配分は達成することができることから、資産除去債務額相当の有形固定資産の認識は必ずしも要さないといえるだろう。

ASBJ (2008) の公表の背景には、「有形固定資産のこのような除去に関する将来の負担を財務諸表に反映させることは投資情報として役立つという指摘など」(22項) があったとされている。そのことからもわかるように、負債の認識を主たる目的とし

たものであり、その負債の相手勘定として資産除去債務額相当の有形固定資産が認識せざるをえなかったことが窺える。久保(2009)も指摘するとおり、「除去費用が貸借対照表の借方に表示されるようになったのは貸借対照表の情報の観点からであって、財務諸表の構成要素たる資産性に依拠して貸借対照表能力が認められたのではない」(p. 209)といった解釈が妥当なように思われる。

このように、使用権資産と資産除去債務額相当の 有形固定資産は、一定の意義が見出される一方で、 投下資本としての特徴を有しているとは必ずしもい えない点、分離可能性または交換可能性を持たない点、期間損益計算の観点からは必ずしもその認識 を要さない点で、その認識の意義には問題点がある こともわかる。それは、いずれも負債の認識を主た る目的とした資産負債の両建処理の結果、認識され る資産であり、その認識自体に積極的な意義が見出 されていないことから生じたものであると考えられ る。使用権資産は、定義を充足していることからそ の認識自体が理論的に問題視されるようなことはないであろう。しかし、第4節(2)で確認したように 金額的に重要になる可能性があることから、本稿が 指摘した問題点に注意が向けられたい。

#### 6. おわりに

本稿では、新たなリース会計基準のもとで、リース負債とともに認識される使用権資産に注目し、その認識の意義および問題点について考察を加えた。使用権資産は、概念フレームワークの資産の定義を満たしており、その認識に一定の意義が見いだされている一方で、投下資本を表すのか(有益な財務比率分析の基礎となる金額になり得るか)、分離可能性または交換可能性はあるのか、適切な期間損益計算を行う上でその認識は必要不可欠なのかという観点から検討の余地がある資産であることがわかった。

リース負債を認識するということは、企業に将来発生する COF を明らかにするという効果がある一方で、さまざまな面で制約がある同額の使用権資産を資産として認識することでもあることに注意が向けられるべきである。これまで資産として認識される項目が意図せずとも備えていた特徴をいつの間に

か失わせてしまうかもしれないからである。ストック情報を通じた企業価値の報告に重点が置かれ始めている現代会計において、負債認識のための資産認識をどこまで認めるべきなのかは検討する余地があるように思われる。かつて、期間損益計算の名のもとに認識される繰延借方項目を資産から除外する試みが行われたのと同じように、負債認識の名のもとに認識される資産に対して一定の制限を掛けなければならない時期が訪れるかもしれない。

# <参考文献>

- Chambers, R. J. 1966. Accounting Evaluation and Economic Behavior. Scholars Book Co. (塩原一郎訳. 1984. 『現代会計学原理―思考と行動における会計の役割』創成社.)
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1976a. Statement Financial Accounting Standard No.13, Accounting for Leases.
- FASB. 1976b. Discussion Memorandum No.7, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statement and Their Measurement.
- FASB. 2016. FASB Accounting Standards Update 2016-02, Leases (Topic 842).
- International Accounting Standards Board (FASB). 2003. International Accounting Standard No.17 (Revised), Leases.
- IASB. 2009. Discussion Paper, Leases: Preliminary Views.
- IASB. 2010a. Exposure Draft, Leases.
- IASB. 2010b. The Conceptual Framework for Financial Reporting. IASB.
- IASB. 2016a. International Financial Reporting Standard 16, Leases.
- IASB. 2016b. Effects Analysis, IFRS 16 Leases.
- Miller, M. C. and M. A. Islam. 1988. Accounting Theory Monograph No.7. The Definition and Recognition of Assets, Australian Accounting Research Foundation. (太田正博・ジョアン・ロック共訳. 1992. 『資産の定義と認識』中央経済社.)

- Ryan, S. G., Herz, R. H., Iannaconi, T. E., and Maines, L. A. 2001. Evaluation of the lease accounting proposed in G4+1 special report. *Accounting Horizons*, 15(3): 289-298.
- 内倉 滋.2012.「リース会計の使用権モデルに関する問題点の提起―リース期間の決定方法の問題を中心として―」『商経学叢』59(1):1-24.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ). 2008. 「企業会計基準 第18号『資産除去債務に関する会計基準』」.
- 久保淳司. 2009. 「資産除去債務基準における資産 負債の両建処理」『経済学研究』 59(3): 199-213.
- 佐藤行弘・河﨑照行・角ヶ谷典幸・加賀谷哲之・古 賀裕也編著. 2018. 『リース会計制度の経済分 析』中央経済社.
- 鈴木一水.2011.「資産と経済的資源」斎藤静樹編 著『体系現代会計学[第1巻]企業会計の基礎 概念』中央経済社(第2章所収).
- 野手裕之. 2003. 「資産概念と分離可能性についての一考察」 『商学研究論集』 (18): 1-18.
- 嶺 輝子. 1982. 「リースの資産性・負債性をめぐ る論争」『富士大学紀要 15(1): 43-61.
- 山崎 尚.2015.「リースプロジェクトーリースの 多様性をめぐる使用権モデルの変容」辻山栄子 編著『IFRS の会計思考―過去・現在そして未 来への展望』中央経済社(第9章所収).
- 山﨑 尚. 2018.「FASB ASC Topic 842「リース」 におけるデュアルアプローチ導入の背景」『産 業経理』77(4): 86-95.